

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	宇谷 (宇谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では水稻、タマネギを中心とした露地野菜による農家が中心となっているが、高齢化により担い手不足が著しく、耕作放棄地の増加により獣被害が年々ひどくなっている。担い手の確保が急務となっており、持続可能な農地利用をするためにも、里山、耕作放棄地の管理と防護柵等のインフラ整備も必需となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も各担い手による水稻、タマネギを中心とした露地野菜を中心とした農業経営は継続していく。急務の獣害対策を行い、草刈りなどの管理は機械化をすることで農地の維持を図っていく。ため池、農道、水路の管理は集落全体で取り組んでいく。小さな圃場に関しては生業と家庭菜園問わずに積極的に農地を利用してもらう。新規就農者や移住者へ地区一体となり支援を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇谷集落

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化と担い手不足が著しく、規模拡大志向の農業者も少ない中、経営、管理の継承をしてもよいという若い担い手や新規就農者が現れた場合はその者に農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の策定後は、中間管理機構を使って農地の賃貸を進めていく。集落が窓口になり農地の利用者を積極的に募集していく。また所有者の許可無く農地の賃借が行われないように、集落が窓口となり周知していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
宇谷では農体験や新規就農希望者に対して、集落全体で受け入れ体制をとっている。認定農業者も存在しているので研修生やインターンの引き入れはもちろん農地の紹介が円滑に進むように体制を整えていきたい。生業と家庭菜園問わず積極的に農地を利用してもらう。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
その都度必要に応じて対応する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の設置と耕作放棄地の管理、里山整備に伴うバッファゾーンの設置を行う。他集落の狩猟者と連携をとり、檻罟での捕獲もしていく。
- ②現在宇谷では有機志向の農家が多いので受け入れ体制を進める。
- ⑦利用希望者に引き渡し易くするためモア等の農機具の導入を検討し耕作放棄地の管理を省力化していく。また、多面的機能支払や中山間地域等直接支払の制度を活用して地域ぐるみでの農地等の保全管理を推進する。
- ⑧離農し使わなくなった農機具や倉庫などは地域において情報管理し許可があれば利活用させてもらう体制を進めていく。
- ⑨畜産農家等と連携して耕畜連携の取り組みを推進する。